

# 奥州市橋りょう点検結果

## 1. 橋りょう点検の目的

奥州市が管理する市道橋について損傷度を把握し、計画的な修繕を行うための指標とします。

## 2. 管理する橋りょうと今後

市道橋として1,129橋（令和7年3月31日現在）を管理しています。これらのうち、2035年には約半数が建設後50年を超える橋りょうとなります。（図-1）

これまで、橋りょうの修繕については「損傷が進んでから直す」という「事後保全型」で行っていましたが、現在は、これまでの「事後保全型」から「予防保全型」へ切り替えることにより、修繕費用の縮減・平準化を図っています。

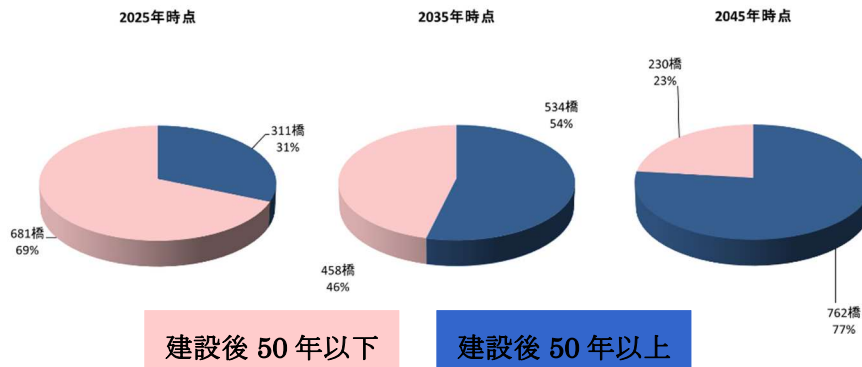


図-1 50年を経過する橋りょうの推移（架設年度不明除く）

## 3. 橋りょう点検結果の概要

令和6年度は橋長15m以上119橋、橋長15m未満4橋、合計123橋の点検を実施しました。点検結果より、Ⅲ評価と判定された損傷は、コンクリート部材の鉄筋の露出及びひび割れ、橋台の洗堀、支承部の劣化等となっています。

損傷の度合いによる判定区分は下記（表-1）のとおりで、今後、損傷度や路線重要性等を考慮し、計画的に修繕を行います。

区 分		定 義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

表-1 健全性の判定区分（道路橋定期点検要領 国土交通省 R6.3）

4. 損傷事例



コンクリート部材の断面欠損



コンクリート部材のひびわれ



防護柵の劣化



鋼部材の劣化



支承部の劣化



橋台の洗堀